

選定療養費料金改定のお知らせ

2023年10月1日より料金を改定いたしますので、お知らせいたします。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

◇ 初診時選定療養費

診療情報提供書をお持ちでない患者さまにご負担頂く金額

改定日	現行金額	改定後金額
2023年10月1日	2,200円	3,300円

◇ 対象となる患者さま

他の医療機関から診療情報提供書のご持参がなく受診された初診の患者さまが対象となります。

厚生労働省の定めにより対象外となる場合は以下の通りです。

- ・救急車で搬送された方
- ・夜間または休日に救急外来を受診された方
- ・各種公費負担制度の受給者である方
- ・当院の別の診療科から院内紹介された方（人間ドック、健康診断含む）
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

津田沼中央総合病院

選定療養費 よくあるご質問

● 初診時選定療養費の除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのような方ですか？

国の法律に基づく公費負担制度であり、特定疾患や自立支援、肝炎治療特別催促事業等です。

● 保険証を忘れて受診する場合に選定療養費はかかりますか？

保険証を忘れて受診される場合は保険証を持参されるまでに一時的に自費扱いとなりますが、保険診療と同様の取り扱いとなりますので徴収の対象となります。

● 前回受診をした際に、一定の期間経過後の受診を指示されましたが初診時選定療養費はかかりますか？

診察時に医師の指示による受診であるか判断いたしますので、初診時選定療養費がかかる場合があります。

● 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査の指示を受けた場合は、特定療養費の対象外となつていますが人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか？

基本的には選定療養費の対象外となる健康診断に含まれますが、その判断は個別に行います。

● 診察券を持っていても支払いが必要ですか？

初診と判断され、診療情報提供書を持参されていない場合は、初診時選定療養費をお支払い頂きます。

● 次回の予約（受診）を『1年後』と言われましたが対象になりますか？

当院の医師からの指示のもと、受診日を予約している場合には期間に関わらず、お支払い頂くことはありません。

● 健康保険の適応になりますか？

適応にはなりません。医療費（1割・2割・3割）のお支払い分と選定療養費を合わせた金額をお支払い頂きます。

● **別の病院へ紹介されたが、もう受診はできないですか？**

当院は、急性期（病気やケガからの症状が安定するまでの期間）の治療や、高度な医療による治療を担当しています。紹介先の医療機関の医師とご相談頂き、当院での治療が必要と判断された場合には、これまでの経過等を記載した当院宛ての診療情報提供書をご準備頂ければ受診ができます。

● **後日、診療情報提供書を持参したら返金してもらえますか？**

診療情報提供書は、診察をするにあたり、これまでの患者さまの情報（症状・治療・投薬状況）を把握する事が可能となり、迅速に治療方針を決定する事が可能となるものです。後日お持ち頂いても、ご返金の対応は行っておりません。